

第5回資料

○小学校の適正配置について（案）

美浦村立小学校あり方検討委員会

目 次

- 1 第4回検討委員会の意見要旨
- 2 各小学校での説明会開催結果
- 3 今後の進め方について
- 4 適正配置について
 - (1) 適正配置の基本的な考え方
 - (2) 適正配置の検討
 - ①令和10年度（平成40年度）までの各学校の規模区分（平成30年度推計）
 - ②適正配置を実施するため小学校を統合する場合の類型（案）
- 5 パブリックコメント及び村民説明会提示案

参考資料

- 1 適正配置について
 - (1) 県の基本的な考え方
 - (2) 適正配置に関する近隣自治体の答申事例（抜粋）
 - (3) 近隣自治体の統合の状況
- 2 各小学校の維持費について
- 3 校舎新設の試算
- 4 校舎を新設する場合の標準的なスケジュール及び公立学校整備に係る財政措置
- 5 校舎を改修する場合の標準的なスケジュール及び公立学校整備に係る財政措置
- 6 統合に伴うバス運行費用の試算
- 7 スクールバス等を運行する場合の補助制度について
- 8 村立小学校の概要
- 9 村立小学校の配置

1 第4回検討委員会の意見要旨 (H31.3.20)

委) : 委員, 事) : 事務局

○木原小学校PTAからの説明要旨

- ・ 教育的な観点から、適正な学校規模についての文言や具体的な数字について、国は定めていない。
- ・ 茨城県の指針ではありますが、法定根拠はないため、参考に進めることが必要であってもそこに束縛される必要はない。
- ・ 第1回目のあり方検討委員会資料の学校教育施行規則の中では、ただし書き部分の「地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りではない」との、文言が抜けている。
- ・ 平成29年度に実施した小学校教育に関するアンケート調査は、調査件数が足りない。実際の当事者になる現役の児童や保護者、教員からのアンケートはとっていない。小学校教育に関するアンケート調査は、児童保護者、教職員、地域の人たちの意見を汲み取り事情を知ることが大事である。アンケート内容も含めて、やり直しが必要なのではないかなと考えている。
- ・ 安中小に仮に1学年だけ複式学級ができてしまうということが理由ならば、加配教員として村が独自に教職員を雇用するという措置を行えば問題なく維持ができる。
- ・ 授業についても学年学級を超えた交流、地域の人との交流創意工夫により解決できる。適正規模、適正配置、統廃合を急ぐ理由にはならないのではないかな。
- ・ 現在までの美浦村立小学校あり方検討委員会の進捗状況から考えると、この美浦村教育振興基本計画に沿っていないのではないかな。
- ・ 木原小学校は都市計画法において美浦村立で唯一の市街化区域内の中心部に位置する小学校である。美浦村の都市計画、総合計画という観点から見て、現在の進捗状況では逆行している。
- ・ 各小学校とも災害時には避難所に指定されており、災害が起こった際には地域の防災拠点になる。地域防災計画にも大きな影響が出てくる。
- ・ 国県市町村が少子化を理由として学校経費の合理化、教育予算の削減が目的で統廃合を進めているのであれば、本来の義務教育のあり方を考えたときに強引な統廃合は間違った選択なのは一目瞭然である。結論ありきで物事を進め、保護者や児童、地域に事後報告とならないように、保護者や児童、地域の声をしっかりとくみ上げた上で議論を行い、最善な方向へと導いていくべき重要な案件である。

事) いろいろな法令に対する評価、それに対してどういうふうな対応していくかという行政のスタンスがある。

教育予算の削減目的で進めているのではない。子どもたちにとって一番いい環境をつくるために何がいいのかというところで考えている。

複式学級にしない方法も可能かもしれないが、そういった学校のままで残っている学校が村内にあっていいのかどうか。資料の不備というところについては、お詫び申し上げる。

アンケートをとるとということについては、方法としてはあるかもしれないが、子どもたちにとってより良いアンケート結果がでるかかわからない。集まっていた委員の皆さんに、責任を持って方向性というのは考えて議論していただいたい。

委) 子どもたちファーストになっているのか。行政ファーストになっているのではないか。

新しい学校でみんな一つということであれば、親御さんたちを説得できる、納得してくれるのかなと思う。

委) 3年という縛り、とりあえず一度取り払ってみたときには、今の幼稚園・保育所の方々も該当することになると思う。

委) 学校が地域からなくなること、街はバランスが崩れると思う。地域はどうでもいいのか。

学校さえうまく、ちゃんと学習ができればそれで子どもは育つのか。学校がなくなった後の話を後回しというその分け方がどうしても納得がいかない。それを無視して話を進めて、3年のリミットでこのままこの委員会を進めていいのか。アンケートをとるのであれば、当事者だけでなく、もう、地域全部にとれるようなアンケートの内容を考えて出したほうがいいのではないか。

事) 地域の学校文化、木原の学校文化、大谷の学校文化、安中の学校文化がある。美浦の小学校の文化、今度は大きなくくりでつくっていくという部分もあるということのを頭に置きながら話し合いを持っていかないといけない。美浦村全体として考えていってそして各地区の集まりの集合体としての美浦村として考えているのか。それぞれの学校をつくっている地域の方々と考えていかなければならない内容になってくる。

委) 学年1クラスのデメリットもあるが、木原小学校で1クラスだったがさほど不満があったわけではなかった。単学級に対してのデメリットを感じた方ではない。クラス分けができるメリットと、小学校がなくなってしまうというデメリットを天秤に掛けた場合に、小学校がなくなってしまうデメリットを嫌がる保護者及び児童数が多いのでは。

子どもたちの将来的な部分を言えば、統廃合は絶対いつかはやらなくちゃいけない。将来、新しい学校をつくりますからそれまで大谷小でというのは、その世代の人たちからすれば吸収されたと思う。新しい学校をつくります、何年後かわからないがその間少なくなってくるが安中小、木原小をどうしますかという話なら、保護者たちに説明しやすい部分がある。1回アンケートとった上でやったほうがスムーズに動くのではないかなと思っている。

委) そんなに急いでやる必要はないと思う。安中小学校も木原小学校もなくなってしまうのは、ダブルで大きな衝撃になっている。新校舎、ひとまず回避で大谷小を利用し、そのあとに校舎を新設するという点で、確かにすぐに複式学級は解消できると思うが、費用の負担はさらに増えるだけであり、無理に慌ててやる必要はない。対象になる地域、保護者、先生たちにちゃんとアンケートをとるべきではないかなと思う。

事) 平成34年で差し迫っている安中小学校の複式学級をどうしていくかということもある。それを踏まえて、やはり先のことを考えていかなければならない。美浦村の小学校教育のこれからの100年の基本になる。要望的なものを組んでもう一度アンケートをやるのか、それとも、さきのほうが詰まってきたるのでこのまま進めるか。

事) アンケートを実施するとした場合、どういった形でアンケートするかということをもう1回議論しないといけないと思う。適正規模と適正配置についてはこういう考え方でやりたいと考えているけれどもどうですかという書き方をするのか、それともそもそも最初からどうするのかという聞き方があると思う。

アンケートを実施するのであれば適正規模はクラス替えができる規模、適正配置は、⑤のやり方でどうかということと聞いてみるというやり方があるとは思う。

アンケートを実施する場合には、どういうことを全村民に聞きたいのかというところだと思う。世代により当事者意識っていうのは全然違うと思うので、アンケートを実施した結果、どの意見が一番多かったからといってそれに従うのかどうかという話も出てくると思う。どう判断をするのかというところがある。

委) 複式学級の解消は大事かもしれないが、その乗り越え方を議論していただいて。複式でもきちんとした教育ができるようにしながら 10 年のスパンで考えていくのが一番ではないのかと思う。余りにも急いで⑤を急いでやって、結局建て替えてお金がかかるっていうのは、決してメリットばかりではない、デメリットの方がとても大きいような気がする。

委) 一番大切だと思うのは、皆さんに周知することが大事だと思う。責任が重いので、みんなにアンケートをとりましょうという話が出てくると思う。アンケートをとったことによって、いろんな考えがあり、多分アンケートをとっても方向性がまとまらないのではないかな。みんながわかっているのは、子どもたちのためであるということと、近い将来 10 年後には校舎をどの小学校も建てなければならない、これは間違いない事実である。

いずれの方向になろうと、責任を持ち実施してくれると思っている。どこかがリーダーシップをとって話を進めていかないとまとまらないと思う。

委) 教職員としては、置かれた環境でベストを尽くしていく。単学級であろうと、1 クラスの人数が少なからうと、それはそれぞれの学校で、そのポジションでいい結果を子どもたちに返していきたいという思いはきっと一緒だと思う。

事) アンケートの要望がありましたけど、どういうアンケートの中身にするか非常に難しい。アンケートは、つくる側の意図的なものもあるが、皆さんの意見を出していく場合、そのときにどういう中身がいいかというのを、分析するためにも必要になってきます。皆さんはそれぞれここにいますけれど、後に何人も抱えている。その地域、学校の保護者等について、どのくらいの周知、認知があるか。この中身について、木原小は本部役員等も交えて話をした結果だと思う。

事) 各小学校の 4 月 20 日の P T A 総会に、教育委員会が出向いて、今のあり方検討委員会の議論の中身、適正規模、適正配置に関する考え方というのを、保護者の方々に説明をさせていただきたいと考えている。これまで P T A の代表の方に来ていただいているが、その方々に責任を負ってもらうということは全く考えていない。

保護者への説明会の結果を踏まえて、またアンケートをどうするかということについては考えさせていただきたい。

2 各小学校での説明会開催結果

(1) 日時等 平成31年4月20日(土)

- ・木原小学校 11:30~12:50頃 教育長説明
- ・安中小学校 11:20~11:50頃 学校教育課長説明
- ・大谷小学校 11:00~11:30頃 教育次長説明

(2) 説明会での主なやり取り要旨 Q) 質問(保護者) A) 回答(教育委員会)

○木原小学校

Q1 新設校を建築する場合の建築期間はどれ位か。

A1 近隣の状況を見ると、建築に約3年かかっている。用地買収等の期間も含めると5~6年はかかると思われる。

Q2 統合小学校の開校時期はいつ頃を考えているのか。

A2 安中小学校で複式学級となる可能性のある、平成34年度に統合小学校を開校したいと考えている。

Q3 バス料金の負担方法はどのように考えているのか。

A3 バス料金については、統合等の方針が決定してから準備委員会を立ち上げ、近隣の状況を調査のうえ検討していく。

Q4 大谷小学校の場所へ統合した場合、駐車場についてどのように考えているか。

A4 駐車場については、周辺の土地に可能な限り確保することを考えている。

Q5 安中小学校には裸足で走れるグラウンドやゴルフ部があるなど良い所である。

今回の小学校統合については、教育委員会だけの問題ではなく、村全体として考えることだと思う。村としては、どのように考えているのか。

A5 私見ではあるが、少子化、人口減少に対する名案はみつからない。関係人口を増やす、村民が美浦から転居する方がいないよう、理想は、美浦村の教育環境を評価してもらって移り住んでいただくような流れが作れば一番良いと考えている。

Q6 統合は教育委員会の考えであると思われるが、保護者へのヒアリングをしていない。アンケートを取るなりして、保護者の意見を聞いてほしい。

A6 個別のヒアリングはしていない。ただし、平成29年に未就学児の保護者を対象にアンケートを実施している。今後、アンケートを取る事は考えていない。

村民への説明会の開催や、パブリックコメントを予定している。ご意見を踏まえ、パブリックコメントなど保護者の意見を聞く方法等を、次回のあり方検討委員会で協議したい。

Q7 現在、児童館を利用しているが、統合した場合は児童館はどうするのか。

A7 小学校のあり方の方向性が決定した後、保護者のみなさんと話し合いを持ち、一番良い方法を考えていきたい。

Q8 アンケートを検討していないとのことだが、方針が出る前に村民全員への説明が必要ではないのか。方針が決まってから説明しても遅いのではないのか。

また、統合した場合、校舎をどのように利用するのか。

A8 適正配置の決定後にパブリックコメントを検討している。また、統合後の校舎の利用方法は議論していない。あり方検討委員会で方向性が決まった後に議論していきたい。

Q 9 2段階統合で決まった場合、第1段階の統合だけして、少子化の状況を考慮すると、第2段階の新校舎建設をしないことになりはしないか。

A 9 2段階統合で決まった場合、新校舎の建設を進めていく。

Q 10 安中小学校だけ統合すればよいのではないか。

A 10 小学校の統合は、安中小学校だけの問題ではなく、10年、20年、30年先を考え小学校全体を見据えて検討していく必要がある。

Q 11 なぜアンケートを取らないのか。村民の意見を聞いてからでないと議論できないのではないか。

A 11 10年前に小学校のあり方について意見を伺ったことがあったが、教育委員会としての方針を示さないと、意見も出づらいのではないかと考えている。

あり方検討委員会としての方針を示し、意見を聞きたいと考えている。

Q 12 方針案に反対した場合、その方針案は覆ることになるのか。

A 12 意見を聞いた上で、あり方検討委員会の方針案を決めていきたい。

方針案を決定した後、村民の意見を聞き決定したい。

Q 13 小学校の統合等のあり方について、検討委員会で決定するのか。又は、住民投票等で決定するのか。

A 13 あり方検討委員会は、意見をとりまとめ村長へ答申することになる。その後は、村長、議会、執行部で協議し決定することとなる。

Q 14 統合について、賛成と反対のどちらの意見が多いのか。

A 14 平成29年に実施した未就学児の保護者へのアンケートの結果では、2学級以上が望ましいと回答した方が72%であった。

適正規模を決めるより、適正配置を決めることが難しい問題となる。

<意見等>

- ・ 統合の問題が、深く難しいことであることは分かった。まだ、自分の意見はまとまっていないが、皆で力を合わせてやっていきたい。
- ・ 木原小のPTAとして独自にアンケートを取ることにし、木原小の意見として集約し、あり方検討委員会へ提出する。

○安中小学校

Q 1 木原小学校と安中小学校の2校が一緒になるという案がないのは、木原小と安中小では児童数が1学級35人とか適正規模を満たさないからか。

A 1 木原小と安中小との2校の統合では、各学年2学級以上という適正規模を満たせなくなるからである。

○大谷小学校

- ・ 質問等はなし。

3 今後の進め方について

(1) 当初案

	平成30年度	平成31年度（令和元年度）
	10月 11月 12月 1月 2月 3月	4月 5月 6月 7月 8月 9月
開催回数	4回	3回
開催概要	第1回（10月） ・委員の委嘱・任命 ・事務局説明（検討委員会の概要）	第5回（5月） ・事務局説明（中間報告・小学校の今後のあり方） ・意見交換（小学校の今後のあり方） ※パブリックコメントの実施（30日以上）
	第2回（11月） ・事務局説明（適正規模の考え方） ・意見交換（適正規模）	第6回（7月） ・事務局説明（諮問事項の整理，答申素案）
	第3回（1月） ・事務局説明（適正配置の考え方） ・意見交換（適正配置） ・適正規模の方針決定	第7回（9月） ・事務局説明（最終答申案） ・村長へ答申
	第4回（3月） ・意見交換（適正規模・適正配置） ・適正配置の方針決定	

(2) 変更案

各小学校での説明会の結果を受け、パブリックコメント及び村民説明会の実施方法については以下の（案）のとおりとしたい。

<パブリックコメント及び村民説明会実施（案）>

パブリックコメントは、行政が計画や条例などを策定するときに、案（一般的には議論いただく案）の段階で村民の皆さんに公表し、その案に対するご意見、ご要望を募集し、寄せられたご意見、ご要望などを考慮しながら最終案を決定するとともに、村の考え方もあわせて公表していく一連の手続きです。

今回は、小学校説明会での意見を踏まえ、委員会としての適正配置の決定案としてではなく、適正配置の有力案を示し，併せて検討した①～⑦までの統合案を提示し、パブリックコメント及び村民説明会を実施します。

(3) パブリックコメント及び村民説明会の実施時期

- ①パブリックコメント 5月下旬から1か月
- ②村民説明会 6月実施
- ③村議会 6月議会の全員協議会で報告

(4) 今後の委員会のスケジュール

第6回（7月）委員会での検討項目

- 1 適正配置の決定
- 2 答申素案の説明

※9月議会 議会全員協議会での最終答申案の説明

第7回（9月）委員会

最終答申案の説明及び決定 → 村長へ答申

4 適正配置について

(1) 適正配置の基本的な考え方

学校の適正配置の方法として、茨城県の指針並びに県内自治体では「通学区域の変更」と「学校の統合」を挙げています。

検討の手順としては、隣接校との通学区域の変更について検討を行い、その結果、通学区域の変更だけでは適正規模が安定的に確保できない場合は、学校の統合について検討を行うという手法が一般的ですが、本村では児童数の現状及び将来を考慮すると、通学区域の調整のみによって将来的に安定した望ましい規模を確保することは難しいことから、統合を考えるのが適切と考えます。

統合する場合の(案)は、9～10頁に示しました。

なお、適正配置を検討するにあたっては、以下の事項に留意のうえ検討いただきたいと存じます。

◆適正配置の検討にあたって配慮すべき事項

- ①適正配置の検討にあたっては、適正規模の確保を目指すこと。
- ②村の現状を考慮して、「学校の統合」を軸に検討する。
- ③適正配置によって遠距離通学となる場合は、スクールバス等に配慮する。
- ④既存の施設の活用又は新設について検討するにあたっては、村の財政状況を考慮する。
- ⑤今後安定的に適正規模が確保できることを考慮して、適正配置を検討する。
- ⑥小中一貫教育については、あり方の方向性が決定した後検討する。

美浦村立小学校あり方検討委員会 適正規模に関する方針

1 学級数について

- ・ 1学年2学級以上とする。
1学年に複数の学級があり、クラス替えができること。

- ・ 学校全体の学級数は、12学級以上とする。

2 1学級あたりの児童数について

- ・ 県で実施している「楽しく学ぶ学級づくり事業」に基づく1学級あたりの児童数とする。

例：＜1・2年生＞

○全学級35人以下学級

＜3～6年生＞

○35人超3学級以上：1学級増設し担任教諭1名を配置

○35人超1・2学級：各学級に非常勤講師1名を配置

3 複式学級について

- ・ 複式学級の解消を図る。

※複式学級：小学校は2つの学年で16人以下(1年生児童を含む場合は8人以下)

(2) 適正配置の検討

本村では、現在、小学校3校と中学校1校で構成されています。各小学校は創立140年以上の歴史と伝統を誇ります。しかし、現在の児童数は、ピーク時の52%にまで減少し、令和10年度（平成40年度）には現在よりもさらに20%程度減少すると予想されており、児童数の減少に伴い、小学校の中には適正規模の維持が難しい学校が生じています。

本検討委員会は「適正規模」の検討を行い、小学校の適正規模を12学級以上としました。この適正規模を令和10年度（平成40年度）人口推計に当てはめると、適正規模に満たない小学校は木原小学校並びに安中小学校であり、安中小学校は令和4年度（平成34年度）から複式学級を有する可能性が高くなります。

今後の適正な学校規模の確保を考えると、適正規模に満たない学校の統合が必要と考えます。

①令和10年度（平成40年度）までの各学校の規模区分（平成30年度推計）

令和10年度（平成40年度）まで推計の児童数に当てはめると、各校の学級数は下表のとおりとなります。

なお、平成30年度の村の出生数は80人となっています。

◆3校の児童数を合算した場合の学級数及び1学級の人数（R4～R10<H34～H40>年度）

	木原小学校		安中小学校		大谷小学校		3校合算		
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	児童数	学級数	学級人数
R4(H34)年度	6	188	5	54	13	347	589	18	29～36
R5(H35)年度	7	197	5	53	13	345	595	18	30～36
R6(H36)年度	7	191	5	51	12	342	584	18	30～36
R7(H37)年度	6	187	5	45	12	339	571	18	30～35
R8(H38)年度	6	186	4	48	12	338	572	18	30～35
R9(H39)年度	6	181	5	50	12	338	569	18	30～35
R10(H40)年度	6	188	4	49	12	318	555	18	29～32

◆学校教育法施行規則による美浦村の適正学校数の状況

学校教育法施行規則による標準学級数（12～18学級）を満たす小学校は、大谷小学校1校のみとなります。木原小学校及び安中小学校は標準学級数を満たしていません。

○木原小・・・ほとんどの学年が単学級となる。

○安中小・・・令和4年度（平成34年度）の2、3年生から複式学級となる。

その他の学年も1学級10人前後の少人数学級となる。

○大谷小・・・全学年2学級以上を維持できる。

②適正配置を実施するため小学校を統合する場合の類型（案）

適正規模を確保するための適正配置の方策として、既存施設を利用して統合する場合（既存施設利用）、新小学校を建設し統合する場合（新小学校建設）、既存施設を利用し一旦統合し、その後用地を確保し新小学校を建設し移転する場合（2段階統合）の3つの類型を示しました。

現在の小学校は昭和52年～54年に建設され、築後40年以上を経過しているため、今後10年以内の建て替えが必要となることから、将来を見据えた2段階統合の類型を示しています。以下の中からパブリックコメントでの有力案を選定願います。

統合の種類	メリット	デメリット
3校を1校に統合 <考え方> - 既存施設を利用し統合。 - 対等統合とし、どの小学校（施設）を利用する場合でも新たに小学校の名称・学校運営等について協議する。	①木原小の場所に統合 （木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校創設） ※既存施設利用	・現施設では教室の確保が不可能。新たに校舎を増設する必要あり。 ・給食室の改修が必要。 ・安中学区及び大谷学区の全児童が通学バス利用となり、バス運行費用の負担が2番目に大きい。 ・昭和54年に建設された校舎であり、耐震化は済んでいるものの、鉄筋コンクリートの耐用年数を考慮すると、今後10年以内には建て替えが必要となる。
	②安中小の場所に統合 （木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校創設） ※既存施設利用	・現施設では教室の確保が不可能。新たに校舎を増設する必要あり。 ・給食室の改修が必要。 ・木原学区及び大谷学区の全児童が通学バス利用となり、バス運行費用の負担が最も大きい。 ・昭和53年に建設された校舎であり、耐震化は済んでいるものの、鉄筋コンクリートの耐用年数を考慮すると、今後10年以内には建て替えが必要となる。
	③大谷小の場所に統合 （木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校創設） ※既存施設利用	・学校行事を開催する際、保護者の車の駐車場の十分な容量が不足（特に運動会の検討）。 ・普通教室は充足しているが、現在の基準に合わせるため、職員室など一部改修を行う必要がある。 ・昭和52年に建設された校舎であり、耐震化は済んでいるものの、鉄筋コンクリートの耐用年数を考慮すると、今後10年以内には建て替えが必要となる。

統合の類型	メリット	デメリット
3校を1校に統合 ・対等統合 ・新たな場所に新 小学校を建設し た後に統合	④校舎を新たな場所に 新設・統合 (木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校建設)	・新たな建設用地の確保及び施設の建設が必要となるため、 新たな費用負担が大きい。 ・新たに建設することとなるため、用地取得及び建設等に要す る期間が長くなり、複式学級の解消が遅れるなど適正規模の 達成が遅れる。
2段階統合 <考え方> ◇第1段階 ・既存施設(小学 校)を利用し3 校を一旦統合。 ・対等統合とし、 どの小学校(施 設)を利用する 場合でも新たに 小学校の名称・ 学校運営等につ いて協議する。	⑤木原小を利用し3小学校 を一旦統合 その後、新たな場所に 校舎を建設し移転 ⑥安中小を利用し3小学校 を一旦統合 その後、新たな場所に 校舎を建設し移転	・①と同じ。 ・新たな建設用地の確保、施設の建設、木原小学校の場所か らの移転費用が必要となるなどの費用負担が生じる。 ・新小学校建設の場所が村中心部付近となるため、①と比較 してバス運行費用の負担が大きくなる。
◇第2段階 ・新たな場所によ り、適正規模(1 学年2学級以上)を確保できる。 ・教室数も多く、現施設を有効利用でき るため、他 校を利用する場合と比較して費用負担が少 ない。 ・新たな給食室で対応可能。 ・通学バス利用の児童が①、②と比較して少 なくなるため、バス運行費用が軽減され る。 ・建て替えのための仮校舎を建設する必要 がない。 ・新校舎を建設することにより、快適な環 境で学ぶことができる。	⑦大谷小を利用し3小学校 を一旦統合 その後、新たな場所に 校舎を建設し移転	・②と同じ。 ・新たな建設用地の確保、施設の建設、安中小学校の場所か らの移転費用が必要となるなどの費用負担が生じる。
・③と同じ。 ・新たな建設用地の確保、施設の建設、大谷小学校の場所か らの移転費用が必要となるなどの費用負担が生じる。 ・新小学校建設の場所が村中心部付近となるため、③と比較 してバス運行費用の負担が大きくなる。		

5 パブリックコメント及び村民説明会提示案

適正規模・適正配置について

1 適正配置の基本的な考え方

本村においては、現状及び将来の児童数の状況を考慮すると、通学区域の調整のみによって将来的に安定した適正規模を確保することは難しいことから、「統合」を考えるのが妥当である。

2 適正配置の方法

適正配置の検討にあたって配慮すべき事項を踏まえ、適正配置の方法は以下のとおりとする。

◆適正配置の検討にあたって配慮すべき事項

- ①適正配置の検討にあたっては、適正規模の確保を目指すこと。
- ②村の現状を考慮して、「学校の統合」を軸に検討する。
- ③適正配置によって遠距離通学となる場合は、スクールバス等に配慮する。
- ④既存の施設の活用又は新設について検討するにあたっては、村の財政状況を考慮する。
- ⑤今後安定的に適正規模が確保できることを考慮して、適正配置を検討する。
- ⑥小中一貫教育については、あり方の方向性が決定した後検討する。

(1) 学区の見直しについて

隣接校との通学区域を見直すことによって、今後安定的に適正規模を確保できる地域はないことから、通学区域の見直しは行わない。

(2) 学校の統合について

適正規模を確保するために、統合を考えるとし、統合にあたっては、「美浦村立小学校あり方検討委員会 適正規模に関する方針」に基づくものとする。

美浦村立小学校あり方検討委員会 適正規模に関する方針

1 学級数について

- ・ 1学年2学級以上とする。
1学年に複数の学級があり、クラス替えができること。
- ・ 学校全体の学級数は、12学級以上とする。

2 1学級あたりの児童数について

- ・ 県で実施している「楽しく学ぶ学級づくり事業」に基づく1学級あたりの児童数とする。

例：＜1・2年生＞

○全学級35人以下学級

＜3～6年生＞

○35人超3学級以上：1学級増設し担任教諭1名を配置

○35人超1・2学級：各学級に非常勤講師1名を配置

3 複式学級について

- ・ 複式学級の解消を図る。

※複式学級：小学校は2つの学年で16人以下（1年生児童を含む場合は8人以下）

小学校の適正規模を実現するため、村立小学校の適正配置に関する方針を次のとおりとする。

美浦村立小学校あり方検討委員会 適正配置に関する方針（案）

- 1 適正規模を実現するため、村内小学校の統合を実施する。
- 2 今後、安定的に村立小学校の適正規模を確保するため、木原小学校、安中小学校、大谷小学校の3校を再編（対等）統合し、新たに小学校を設置する。
- 3 統合の方法は、複式学級が生じないよう適正規模の速やかな実現と児童の良好な学習環境の確保を図るとともに、既存の学校施設の耐用年数を考慮し、以下の①～⑦の案を検討し、委員会としては○案を有力案としている。
 - ・ ○○小学校を利用し一旦統合後、校舎の耐用年数を見据え、速やかに村の中心部付近に小学校建設のための用地を確保し、新たな小学校を建設後、移転する。
- 4 遠距離通学となる場合の通学手段として、スクールバスを運行する。
- 5 現施設を利用した統合にあたっては、学校運営上必要となる施設等を整備する。

◇適正配置を実施するため小学校を統合する場合の類型（案）

適正規模を確保するための適正配置の方策として、既存施設を利用して統合する場合（既存施設利用）、新小学校を建設し統合する場合（新小学校建設）、既存施設を利用し一旦統合し、その後用地を確保し新小学校を建設し移転する場合（2段階統合）の3つの類型を示しました。

現在の小学校は昭和52年～54年に建設され、築後40年以上を経過しているため、今後10年以内の建て替えが必要となることから、将来を見据えた2段階統合の類型を示しています。

3校を1校に統合 ＜考え方＞ ・既存施設を利用し統合。 ・対等統合とし、どの小学校（施設）を利用する場合でも新たに小学校の名称・学校運営等について協議する。	統合の類型	メリット	デメリット
	①木原小の場所に統合 (木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校創設) ※既存施設利用	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。	・現施設では教室の確保が不可能。新たに校舎を増設する必要あり。 ・給食室の改修が必要。 ・安中学区及び大谷学区の全児童が通学バス利用となり、バス運行費用の負担が2番目に大きい。 ・昭和54年に建設された校舎であり、耐震化は済んでいるものの、鉄筋コンクリートの耐用年数を考慮すると、今後10年以内には建て替えが必要となる。
	②安中小の場所に統合 (木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校創設) ※既存施設利用	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。	・現施設では教室の確保が不可能。新たに校舎を増設する必要あり。 ・給食室の改修が必要。 ・木原学区及び大谷学区の全児童が通学バス利用となり、バス運行費用の負担が最も大きい。 ・昭和53年に建設された校舎であり、耐震化は済んでいるものの、鉄筋コンクリートの耐用年数を考慮すると、今後10年以内には建て替えが必要となる。
	③大谷小の場所に統合 (木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校創設) ※既存施設利用	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。 ・①、②と比較して教室数も多く現施設を有効利用できるため、費用負担が少ない。 ・新たな給食室で対応可能。 ・通学バス利用の児童が①、②と比較して少なくなるため、バス運行費用が最も低くなる。	・学校行事を開催する際、保護者の車の駐車場の十分な容量が不足(特に運動会の検討)。 ・普通教室は充足しているが、現在の基準に合わせるため、職員室など一部改修を行う必要がある。 ・昭和52年に建設された校舎であり、耐震化は済んでいるものの、鉄筋コンクリートの耐用年数を考慮すると、今後10年以内には建て替えが必要となる。

統合の類型	統合の種類	メリット	デメリット
3校を1校に統合 ・対等統合 ・新たな場所に新 小学校を建設し た後に統合	④校舎を新たな場所に 新設・統合 (木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校建設)	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。 ・新校舎を建設することにより、快適な環境で学ぶ ことができる。 ・仮校舎を建設する必要がない。	・新たな建設用地の確保及び施設の建設が必要となるため、 新たな費用負担が大きい。 ・新たに建設することとなるため、用地取得及び建設等に要す る期間が長くなり、複式学級の解消が遅れるなど適正規模の 達成が遅れる。
2段階統合 <考え方> ◇第1段階 ・既存施設(小学 校)を利用し3 校を一旦統合。 ・対等統合とし、 どの小学校(施 設)を利用する 場合でも新たに	⑤木原小を利用し3小学校 を一旦統合 その後、新たな場所に 校舎を建設し移転	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。 ・建て替えのための仮校舎を建設するが必要ない。 ・新校舎を建設することにより、快適な環境で学ぶ ことができる。	・①と同じ。 ・新たな建設用地の確保、施設の建設、木原小学校の場所か らの移転費用が必要となるなどの費用負担が生じる。 ・新小学校建設の場所が村中心部付近となるため、①と比較 してバス運行費用の負担が大きくなる。
・小学校の名称・ 学校運営等につ いて協議する。 ◇第2段階 ・新たな場所に用 地を確保したう えで、新校舎を 建設し移転す る。	⑥安中小を利用し3小学校 を一旦統合 その後、新たな場所に 校舎を建設し移転	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。 ・建て替えのための仮校舎を建設する必要がない。 ・新校舎を建設することにより、快適な環境で学ぶ ことができる。 ・新小学校建設の場所が村中心部付近となるた め、②と比較してバス運行費用の負担が軽減さ れる。	・②と同じ。 ・新たな建設用地の確保、施設の建設、安中小学校の場所か らの移転費用が必要となるなどの費用負担が生じる。
◇第2段階 ・新たな場所に用 地を確保したう えで、新校舎を 建設し移転す る。	⑦大谷小を利用し3小学校 を一旦統合 その後、新たな場所に 校舎を建設し移転	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。 ・④と比較して、複式学級を回避し適正規模の達 成を早めることができる。 ・教室数も多く、現施設を有効利用できるため、他 校を利用する場合と比較して費用負担が少ない。 ・新たな給食室で対応可能。 ・通学バス利用の児童が①、②と比較して少なく なるため、バス運行費用が軽減される。 ・建て替えのための仮校舎を建設する必要がない。 ・新校舎を建設することにより、快適な環境で学ぶ ことができる。	・③と同じ。 ・新たな建設用地の確保、施設の建設、大谷小学校の場所か らの移転費用が必要となるなどの費用負担が生じる。 ・新小学校建設の場所が村中心部付近となるため、③と比較 してバス運行費用の負担が大きくなる。

1 適正配置について

(1) 県の基本的な考え方

<茨城県の指針(抜粋)>

茨城県は、各市町村が学校の適正配置を進めていく上での考え方として、次の項目を例示しています。

◆適正配置を進めるにあたっての考え方

- 児童生徒の学習環境を充実させるため、複式学級の解消を積極的に図るべきである。
- 小学校では、すべての学年でクラス替えができない1学年1学級の学校の統合を検討すべきである。
- 中学校では、クラス替えができない5学級以下の学校について、統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきである。
- 過去に児童生徒数の増加によって学校を分離新設したものの、児童生徒数が急激に減少している場合もある。
これらの学校は本来の学区を分割したケースが多く、学校間の距離が近いこれらの地区においては、将来の人口推計を踏まえて市町村の学校の適正配置を検討し、学区の見直しや統合による適正規模化に向けた取組を検討すべきである。
- ※ 学校規模などから、統合しても適正規模が見込めない場合であっても、将来的な複式学級の回避、児童生徒の社会性や良好な人間関係を築くための生活集団の確保という観点からも、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら、統合を積極的に検討すべきである。

◆適正配置に際して留意すべき事項

- 小・中学校の適正配置の検討は児童生徒にとってより良い教育環境の改善整備を目指して実行するものであり、これを機会に保護者や地域住民と一体となって新たな学校での教育に関する取組などについて十分な議論を行うこと。
- 適正配置の検討においては、将来的な児童生徒数の推移などを考慮して市町村全体での適正な配置となるよう、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏などを考慮しながら検討すること。
- 小・中学校の適正配置により、通学区域が広域化されることに伴う通学距離及び通学時間の児童生徒に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、保護者や地域住民の不安解消などに配慮すること。
- 地理的条件や地域的・歴史的な関連により小規模な小・中学校の適正規模化が困難な場合であっても、小中一貫教育や学校種間の積極的な連携の検討などによる教育環境の改善に向けた取組を図るべきであること。
- 小・中学校の適正配置により、統合が行われた場合に、児童生徒は新たな教育環境の中で人間関係づくりや学習環境が大幅に変化した中で生活を行うことになる。これらの急激な環境の変化に対応するために、事前の交流活動や統合後のきめ細かな指導が行えるよう十分な配慮をすること。
- 各学校で行われている、地域との密接な関係による特色ある教育活動については、保護者や地域住民の意見を十分聴取し、継続した取組が出来るように配慮すること。

(2) 適正配置に関する近隣自治体の答申事例(抜粋)

市町村名	適正配置に関する答申等	基本的な考え方
稲敷市 (H20. 8)	○稲敷市学校及び幼稚園適正配置の基本的な考え方について 【適正配置の方法】 ・A地区 小学校5校中3校が小規模校であり、残る2校も児童数の減少が見込まれるため、学区の変更による統廃合の検討が望ましい。 ・B地区 小学校3校の全部をもって統合し、新しい場所への新設統合の検討が望ましい。 ・C地区 小学校3校の全部をもって統合し、新しい場所への新設統合の検討が望ましい。 ・D地区 小学校5校の全部をもって統合し、新しい場所への新設統合の検討が望ましい。	○ 統合にあたっては、それぞれの歴史・地域性・特性等を生かしながら、新たな学校を創ることを基本とする。 ○ 異なる歴史と特色を持つ学校が一つになることにより、互いに切磋琢磨して、より活性化した学校が生まれるという積極面に期待し・・・、地域・保護者の理解を求める。 ○ 通学距離については・・・、スクールバスなどの交通手段を取り入れることが可能であることから、統廃合の付帯事項として取り扱うものとする。
阿見町 (H27. 3)	○阿見町立学校再編計画 【適正配置の基本的な考え方】 ◇小学校 ・ 本郷地区に新設する小学校を含めて、町全域の配置を検討する。 ・ 望ましい学校規模に満たない学校は、遠距離通学者への配慮をして、隣接校との統合を検討する。	学校が地域で果たしてきた役割や地域の事情を十分に考慮した上で、保護者、地域住民、学校関係者などに対し、学級数等の将来推計、学校の小規模化による問題点等について説明するとともに、十分に協議するなど、適正配置の必要性に関する共通理解と協力を得て進めることが必要。
河内町 (H26. 5)	○学校統合基本計画 【統合の基本方針】 ・ 生板小学校、みずほ小学校、金江津小学校の3校を閉校し、統合新設校を設立。	子ども達の教育的効果を最優先に考え、学校本来の持つ集团的機能の確保と充実を図るため、また学校の適正規模・適正配置の観点から、統合を推進するものとする。
土浦市 (H25. 2)	○土浦市立小学校適正配置実施計画 ・ 隣接する小規模校がある場合、学習環境が良い方などに編入。 ・ 近隣に小規模校が2～3校あり、学校用地が確保できれば、学校を再編成・新設。 ・ 適正規模校の通学区域の一部を、周辺の適正規模に満たない学校の通学区域に編入。	子どもたちにとってのより良い教育環境の整備と、学校教育の充実を図る。

(3) 近隣自治体の統合の状況

自治体名	統合の状況
稲敷市	鳩崎小, 君賀小, 江戸崎小→江戸崎小 (H28)
	太田小, 柴崎小, 根本小→新利根小 (H26)
	阿波小, 浮島小, 古渡小→新設統合予定
	あずま東小, 新東小, あずま南小→あずま東小 (H29)
阿見町	阿見小, 吉原小→阿見小 (H30)
	実穀小, 本郷小→本郷小 (H30)・あさひ小 (本郷小から分離)
河内町	源清田小, 長竿小→みずほ小 (H24)
	生板小, みずほ小, 金江津小→かわち学園 (H30)
利根町	文間小, 東文間小→文間小 (H20)
	布川小, 太子堂小→布川小 (H20)
土浦市	藤沢小, 斗利出小, 山の荘小→新治学園義務教育学校 (H30)

2 各小学校の維持費について

ア 村内各小学校の維持費

- ・維持費は、人件費を除く施設を維持管理する上で必要となる経費を計上しています（平成29年度実績）。

（1年間当たり）

区 分	木原小学校	安中小学校	大谷小学校	合 計
学校管理費	12,917,981 円	9,778,389 円	17,907,378 円	40,603,748 円
学校給食費	2,417,774 円	2,051,991 円	3,684,209 円	8,153,974 円
計	15,335,755 円	11,830,380 円	21,591,587 円	48,757,722 円

イ 3校を大谷小学校の場所に統合した場合の維持費の試算

- ・維持費は、人件費を除く施設を維持管理する上で必要となる経費を計上しています。
- ・統合した際の維持費の試算にあたっては、以下の条件を設定し試算しました。
大谷小1人当たりの費用（平成29年度実績）をもとに、令和4年度の児童数を掛けて試算。

区 分	3校統合小学校
学校管理費	25,043,020 円
学校給食費	5,075,553 円
計	30,118,573 円

3 校舎新設の試算

校舎新設の試算にあたっては、3校を統合して新設することとし、普通教室の数が統合後の学級数（18学級）に近い近隣の自治体の建設事例を調査しました。（用地費は除く。）

	工 事 概 要	建設費	その他
近隣の学校A	<校舎工事概要（校舎棟・体育館棟・中学校に隣接プールの大規模改修）> ○工期：1年6ヶ月 ○校舎・鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造2階建，延床面積：約5,423㎡ ○体育館 延床面積：約1,495㎡ ○教室数（主なもの） 普通教室12，特別支援4，理科室1，生活科室1，音楽室1，図画工作室1，家庭科室1，コンピュータ室1，図書室1，特別活動室4，教育相談室3，校長室1，職員室1，保健室1，放送室兼児童会室1，多目的室1，会議室1他 ○電気設備工事一式（校舎・体育館・プール・外構・駐車場） ○空調設備工事・給排水衛生設備工事一式（校舎・体育館・プール・外構） <給食室なし> 給食センター	○建設工事 約19億5千万円 ○電気設備工事 約3億3千万円 ○機械設備工事 約2億3千万円 合計 約25.1億円	給食室 建設せず
近隣の学校B	<校舎工事概要> ○工期：1年2ヶ月 ○鉄筋コンクリート造2階建，延床面積：約5,200㎡ ○教室数（主なもの） 普通教室18，特別支援学級4，音楽室2，理科室2，美術室1，技術室1，調理室1，家庭課室1，パソコン室2，放送室1，図書室1，多目的室2，児童・生徒会室各1，保健室2，進路指導室1，教育相談室1，校長室1，職員室1，会議室1 <屋内運動場（体育館）工事概要> ○工期：1年2ヶ月 ○鉄筋コンクリート造・一部鉄骨 2階建，延床面積：約1,200㎡ <給食室工事概要> ○工期：8ヶ月 ○鉄骨造1階，延床面積：約282㎡ <プールなし>	○校舎 約17億円 ○屋内運動場 約4億5千万円 ○給食棟 約1億9千万円 （設備含む） 合計 約23.4億円	プール 建設せず

4 校舎を新設する場合の標準的なスケジュール及び公立学校整備に係る財政措置

◆用地取得

時 期	作業内容等	要する期間	その他
方針決定後	用地買収	状況により要する期間は未定	用地取得単価を決めるため不動産鑑定の実施。
	税務協議	4ヶ月	

◆建築開発

時 期	作業内容等	要する期間	その他
1年目	プロポーザル 基本設計	4ヶ月 6～8ヶ月	左の期間に加え、契約手続きに3～4ヶ月を要する（契約ごとに）。
2年目	実施設計	10ヶ月	
3年目	開発（造成工事発注）荒造成、擁壁工事他 校舎建築	1年 1年6ヶ月（プール含む場合 2年）	左の期間に加え、契約手続きに3～4ヶ月を要する（契約ごとに）。
4年目	〃	〃	

(例) 統合により学校建物（校舎・体育館等）を新設（建設）する場合 … 30億円と想定（別途、設計等諸費）

国 費 (国庫負担等事業基準×1/2) 5億円	地方債 19.5億円 (うち、地方交付税算入額 3億円)	一般財源 5.5億円
-------------------------------	---------------------------------	---------------

* 地方債返済額

実質的な地方負担

借入条件：償還期間20年、元金償還3年
据置、半年賦元利均等償還、利率0.2%

1年～3年 各年約 400万円
4年～20年 各年約1億1,700万円

合計 約20億円

5 校舎を改修する場合の標準的なスケジュール及び公立学校整備に係る財政措置

◆改修（内外の軽微な補修と塗装）

時 期	作業等内容	要する期間	その他
1年目	調査設計	1年	
2年目	改修工事	1年	内外の軽微な補修と塗装

（例）統合により既存学校建物（校舎・体育館等）を改修する場合 … 3億円と想定（別途、設計等諸費）

地方債 2.25億円 （地方交付税交付金算入額なし）	一般財源 0.75億円
-------------------------------	----------------

実質的な地方負担

*返済額

1年～10年 各年約2,300万円 合計 約2億3千万円

借入条件：償還期間10年、半年賦元利均等償還、利率0.2%

【校舎改修に伴う国庫補助について】

学校統合に伴う既存施設改修については、補助率が原則1/2（対象事業限度額：7千万～2億円）の国庫補助の制度があるが、建物（校舎）内外の塗装については具体的な記載がなく、補助の対象となるかどうかは現時点では分かりません。

6 統合に伴うバス運行費用の試算

◆試算にあたっての条件

A バス通学対象児童の考え方（平成30年度時点で試算）

- ①木原小の場所に統合の場合：安中小学区及び大谷小学区の児童
- ②安中小の場所に統合の場合：木原小学区及び大谷小学区の児童
- ③大谷小の場所に統合の場合：木原小学区及び安中小学区の児童
- ④新設の場合：建設場所は、村中央部に位置する美浦中近辺と想定。
（新たな場所に校舎を建設）同所から半径2km以上^{※1}の児童を対象。

※1 近隣のバス通学の事例を参考に設定。対象となる地域は、別添位置図を参照。

B 便数：登校時1便，下校時2便

C バスの規格：40名正座乗車可能（立ち乗りはしない）な中型バス 又はマイクロバス

D 運行費用：バス1台当たり（1年間，運転士込）約700万円^{※2}と想定

※2 運行費用は、近隣自治体の事例を参考に事務局が独自に設定したもので概算の金額。

E 運行形態：事業者へバス運行を委託（車両及び運転士は会社側で用意）

F その他：バス通学の対象となる児童を運ぶことが可能なバスの台数を試算したものであり、バスルートの検討は行っていない。

類 型	対象児童数	バス台数	運行費用／年
①木原小の場所に統合	476	12	8,400 万円
②安中小の場所に統合	622	16	1 億 1,200 万円
③大谷小の場所に統合	288	8	5,600 万円
④新たな場所に校舎新設 （2km以上を対象）	425	11	7,700 万円

※対象児童数

①～③…他の2校の全児童数の合計

④ …美浦中学校を中心とした半径2kmの円の外に居住する人数（円の外にある各小学校通学地区をもとに人数を合計）

7 スクールバス等を運行する場合の補助制度について

平成31年度時点の補助制度の概要は以下のとおりです。(今後、変更となる可能性はあります。)

1 国の補助制度

区 分	補助要件	補助経費
スクールバス購入費	以下のいずれかに該当する場合 ・へき地学校 ・ <u>学校統合</u> ・過疎地域等におけるバス路線の廃止による通学条件の悪化	スクールバスの購入費 ・補助率 1/2 ・1台368万円を上限
遠距離通学費 (スクールバス運行経費・通学定期代等)	以下の全てに該当する場合 ・通学距離 <u>小学生4km以上</u> 中学生6km以上 ・ <u>学校統合</u> ・負担する通学費が年額30万以上	市町村が負担した交通費 ・補助率 1/2 ・ <u>5年間のみ</u>

2 県の補助制度

区 分	補助率	補助期間
スクールバス購入費	市町村実負担分※の1/2	統合前年度 又は 統合初年度
遠距離通学費 (スクールバス運行経費・通学定期代等)	市町村実負担分※の2/3または1/2	<u>統合後3年間</u>

※市町村実負担分・・・市町村負担額－国補助金額－地方交付税算入額

3 地方交付税措置

市町村がスクールバスを運行している場合や、遠距離通学する児童生徒に対して市町村が通学補助を行う場合には、地方交付税の措置がなされます。

8 村立小学校の概要

		木原小学校	安中小学校	大谷小学校
開 校		明治 7 年	明治 9 年	明治 7 年
所 在 地		木原 1567 番地	土浦 1979-1	興津 366
通 学 区 域 (行政区)		上舟子, 下舟子, 浜, 登宿, 山戸丁, 田中, 上宿, 後宿, 布佐, 布 佐南部, 受領, 郷中, 大須賀津, みどり台, 桜木	牛込, 大塚, 大山, 大山東部, 木, 山王, 定光, 土浦, 根火, 花見塚, 馬掛, 間野, 馬見山, 見晴台, 本橋, 八井田, 谷中, 山内	大谷, 興津, 信太, 天神台, 土屋, 美駒, 南原, 宮地, 茂呂, 余郷
施 設 規 模	敷地面積	24,730 m ²	24,533 m ²	25,073 m ²
	校舎面積	3,897 m ²	2,685 m ²	5,308 m ²
	屋内運動場床面積	810 m ²	751 m ²	945 m ²
	普通教室数	15 室	8 室	24 室
建 築 年		昭和 5 4 年	昭和 5 3 年	昭和 5 2 年
主な施設整備事業		耐震補強 H22 年	耐震補強 H23 年	耐震補強 H21 年
H 31 年	児童数	208 人	71 人	350 人
	通常学級数	8 学級	6 学級	13 学級
	特別支援学級数	2 学級	2 学級	3 学級

9 村立小学校の配置

